

大友宗麟の墳墓に関する研究 — 続報 — 増村 隆也

は し が き

津久見に宗麟の墓がある。然しその墓は、宗麟の死後二百年を経過して、墓石もなく墓地の荒廢してしまつて見かね、臼杵の人で、宗麟の家臣の後裔に当ると云う臼杵城豊氏が、江戸時代の中期の寛政年間に、私費を投じて作つたものである。これが現在津久見にある墓である。(大友史料)

大友史料によると宗麟は、天正十五年五月、五十八才で、津久見の別荘で病死し、天主教の儀礼を以て赤河内(津久見)の岡に葬り、碑石も天主教の式によつて営まれたが、其の後、長子義統は、一坏の土末だ乾かざる時、仏僧をして之を改めさせ、前の石碑をこわして仏式の墓にしたと記している。

では、この義統が作らした仏式の墓は、今どこにあるか、それが問題であつた。私は、本誌創刊号に、宗麟の墓が佐伯市長谷天徳寺にあると記しておいた。

その後大友史料の編者田北学氏に、大分史談会の立川輝信氏の紹介で会つた時、田北氏は佐伯の天徳寺に宗麟の墓のある事を創刊号の記事で知り、非常に喜び、話は多く天徳寺の事で終始した。その後天徳寺に関連した事が次々に判つて来た。それは、宗麟とは切離す事の出来ない名前であつた、その名前の寺に宗麟の墓がある、又、その寺が切支丹と関係がある、調査の進むと共に、今一度書かねばならない立場になつて来た訳である。

一、天徳寺とは宗麟の変名である。

島津の軍が、豊後に侵入する直前の事である、島津に連敗した大友宗麟は、天正十四年三月秀吉に直接会つて、秀吉の援兵

を受け、島津を滅さねばならないと考え、臼杵の城から船に乗つて大阪に行く事となつた。その時宗麟は号を改めて天徳寺と称し、その従士、柴田久三統勝に天徳寺の姓を許したのであつた。為に大友宗麟は天徳寺宗麟となり、従士柴田統勝は天徳寺統勝と改名した訳であつた。その事に関し、大友文書録には、次の如く記している。

(天正十四年) 三月、宗滴、欲_レ下_レ飯_二秀吉_一援兵_二滅_四島津_上、自_二臼杵_一浮_レ海而東、是時、改_レ号称_二天徳寺_一、使_二従士柴田久三_一統勝号_二天徳寺_一。

天正十四年十二月宗麟に与えた秀吉の書状には、天徳寺左衛門入道(宗麟)と記している事は見逃す訳にはゆかない。これは大友宗麟ではなくて、天徳寺宗麟と云う名前が秀吉によつて公認された訳であるからである。

至_二当国_一、島津乱入仕候間、此御、龍造寺甚_二助_一力_二秀吉_一、可_レ抽_二忠節_一之由、而(中略)関白出馬、島津事、可_レ勿_レ首候、右之趣、毛利・小早川・吉川・黒田かたへ、森兵吉・同勘八・申合、差下候、一書_二遣_一之候、別而粉骨此時候也、

十二月二日

(秀吉) 御判

天徳寺 左衛門 入道 殿

又、次の大友文書録には天徳寺統勝と記し、義統使僧問室東親、宗滴、遇_二秀吉_一、有_レ授_二于_二天徳寺統勝_一・佐藤新入道_一、書。天正十四年三月二日宗麟のお供をして大阪に行く統勝に、忠勤を頼んだ義統の次の書状にも天徳寺久三と記している。これによつて天徳寺なる姓を許された柴田久三統勝が、大友義統によつて公認された形である。

宗滴、上着之段、為_レ可_レ承_二四室_一、差上候之条、染筆候、今度別而辛勞不_レ及_レ申候、然者、京都御政法之儀、爰元迄茂、其聞候之条、宗滴在洛中、聊處相之儀無_レ之様、衆中被_二申合_一、堅固之格護、肝要候、猶_二四室_一、申合候、恐々謹言、

三月廿日

義統 在判

天徳寺 久三 殿

何故に宗麟が姓を天徳寺と替えたのであるかは、大友文書録に次の如く記しているから、筆者が敢て説明するまでもなからう。宗滴は宗麟の事である。

按、宗滴此行、頗似三義統使^一、故恐、謙退、及三改号^二乎。

二、天徳寺礼能

天正十四年三月、柴田久三統勝が、天徳寺久三統勝と天徳寺の姓を許された関係から、同年五月、大友義統は、統勝の父柴田礼能にも、天徳寺と名乗ることを許した。大友文書録に、五月、義統、使^三柴田礼能改^三称号天徳寺^一、有^レ書、とあり、次の義統書状がある。

就^三今度休庵御上洛^一、称号被^レ改^三天徳寺^一候、然者、息久^三、依^レ被^三召列^一、称号可^レ為^三同前^一之由、被^三仰出^一之趣、令^三承知^一候、仍其方事茂、自今以後、被^レ改^三天徳寺^一、肝要候、殊去々年、准^三門葉^一之由、申出候之上者、旁以、可^レ被^レ得^三其意^一候恐々謹言、

五月十三日

義統 在判

柴田 筑前 入道 殿

この書状では礼能の事を筑前入道と記しているが、天正十五年十一月三日天徳寺孫太郎（統勝の弟）に対する安堵状には父伊賀入道礼能と記しているから、筑前入道も伊賀入道も共に礼能の事であると考えられる。礼能は又礼農とも書いてある。天正十五年頃の次の義統の書状には天徳寺伊賀入道と記してある。

至^三中国^一用所之儀候之条、辻間浦江舟之事申付候処、休庵上洛之刻、及^三両度^一馳走之段、侘言之趣令^三承知^一候、重而諸浦衆並之用所多々可^レ在^三之砌者、用捨之儀茂、可^レ分^三別^一候之条、此度之儀、急度可^レ被^レ遂^三其節^一事、可^レ為^三祝著^一候、猶撰津刑部太輔可^レ申候、恐々謹言、

八月六日

義統（花押）

天徳寺伊賀入道殿

この礼能は、天正十二年十一月宗麟に従つて、土州に於ける戦に軍功をたて、大友義統から、大友一門に准じて、大友の紋である杏葉の紋を使用することを許された名誉の勇士である。

大友文書録に、次の如く記している。義統、賞下柴田礼能能或作能農、従三宗滴一勛忠功上、准三雨葉一、免著杏葉紋一以授レ書、

天正十二年十一月二十一日義統が礼能に与えた杏葉の紋の免許状には次の如く書いてある。(大友史料才二輯)

先年、於三土州一、無三比類一忠儀、聊無三忘却一候、殊近年、至三所々一、被レ遂三在陣一、軍勞之次才、感悅無レ極候、倍可レ被レ勸三馳走一、事、肝要候、仍従三南北各中一、任三入魂之旨一、礼能事、准三一門一、本葉紋之事、令三免許一候、於当家二者、子細雖レ在レ之、(別)而頭三其志一候、猶年寄共可レ申候、恐々謹言、

〇〇月廿一日

義統 在判

柴田 築前 入道 殿

杏葉の紋を差許されると云うことは大友の家臣としては、この上もない名誉の事であつた。大友の麾下には、御紋衆・国衆・新参衆の三種の家門別があつて、その才一を御紋衆又は御同紋衆と云つた。この御紋衆と云うのは大友の一族分家六十二家を始め、建久の昔、大友能直豊後下向のお供の筋目、古庄・首藤等を云い、之等には大友宗家の家紋杏葉(ギョウウ)の使用が許されていた関係からこの称がある。この杏葉の紋の使用を許されると云うことは、大友の家臣としてこの上もない名誉とした所であつた。

三、天徳寺礼能父子の戦死

天正十四年十二月島津家久は臼杵の宗麟を攻めんとして府内(大分)を發して臼杵に着き、平清水(ヒラソウズ)に陣を取り、その先鋒は兎居島(ウウガシマ)に着いた。この時宗麟は武宮武蔵守に命じて城中から国崩(クニクスシ)と名づけていた大砲をうち、弾丸は兎居島に当り、兎居島にいた薩摩の兵で砲弾のために死するものが若干あつた。又宗麟は古莊丹後入道・

葛西周防入道・葛西九郎右衛門に命じて兎居島の敵を大いに撃破させ、又吉岡甚橋等に命じて仁王座口の敵を撃ち、これを退却せしめた。この戦に利光彦兵衛尉・吉田一祐は戦功があつた。又臼杵鎮順及び本項の主人公である天徳寺礼能、その子久三統勝に命じて平清水口の敵を撃たしめ、礼能はこの戦に戦死し、統勝は苦戦の後、兵を引いて帰る時、父礼能の死を聞いて響をかえして奮戦し、父の仇をうち戦死をとげたのであつた。島津家久は諸兵を引いて退き、城兵はこれを追撃したが、宗麟はこの追撃を中止せしめたのであつた。大友文書録には次の如く記している。又使_二臼杵鎮順・天徳寺礼能・其子久三統勝_一、撃_二□□平清水口_一、礼能戦死、統勝死戦、引_レ兵帰時、聞_二父死_一、還_レ響奮撃、斬_二父仇_一、遂_二戦死_一、(下略)

四、礼能父子の戦死後に於ける大友氏と天徳寺氏との關係

この平清水の戦に戦死した礼能父子の死を、大友義統は非常に悼み、その妻子の事を阿南将益允と辻間越後守に頼んだ。次はその義統の依頼状である。(疏大友史料二、城内文書)

礼農親子於_二臼杵_一、戦死候、然者、彼妻子当村へ滞在之由候、別而、添_レ心無_二異儀_一様格護專一候、自然村中之者於_二別心一者、以_二交名承_一、一途可_レ加_二下知_一候、忠義之筋目候之条、於_二彼子孫一者、何様可_レ引_二立_一候之条、得_二其意_一馳走肝要候、為_二存知_一候、恐々謹言、

(天正十四年)

十月廿七日

義統(花押)

阿南将監允殿
辻間越後守殿

又天正十五年十一月三日義統は次の感状兼所領安堵状を天徳寺久三統勝の弟天徳寺孫太郎に与えた。(大友史料才二輯)

今度薩摩之悪党、至_二臼杵_一、現形之刻、於_二横浜町口_一、相_二□□、父伊賀入道礼能・舍_二兄久三統勝_一、励_二粉骨_一戦死□□、□無_二比類_一候、必取_二鎮_一、一稜、可_レ三申談_二候_一、仍久三統勝□□□、并利行跡目之事、無_二相違_一申与候、弥、親類、被官、申□□、□忠貞連統、肝要候、恐々謹言、

十一月三日

義統 在判

天德寺孫太郎殿

その頃義統は天德寺孫太郎に代官職を申つけ辻間越後守に次の書状を与えている。(統大友史料二、城内文書)

この速見郡の辻間氏はその領地が海岸地帯にあつて船と水夫を得るのに便利であつた關係上、大友氏が渡海作戦をする時は同じ条件のもとにあつた海辺郡一尺屋村の若林氏、同郡津久見の薬師寺氏と共に海上運送に当らしていた。

当村代官職之事、至天德寺孫太郎一申付候条、諸百姓等、無_レ緩催促肝要候、万一於未断之族者、一途可_二申出_一候、然者今度警固船之儀申、乍_二辛勞_一、急用之事候之間、早々相調事專一候、聊不_レ可_レ有_二油断_一候、恐々謹言、

十一月五日

義統(花押)

辻間越後守殿

その後文祿の戦が始まり朝鮮征伐出陣の将士着到状、朝鮮征伐出陣の部隊長着到状には、共に礼能の一族と思われる天德寺小六の名前がある。

文祿二年五月初旬に於ける大友義統の行動が秀吉の怒にふれ、その領地三十七万石は没收され、義統は山口の毛利輝元にあづけられ、茲に大友時代は終止符を打った訳であるが、義統が山口に幽閉された時の山口表へ堪忍衆人名表(文祿二年)の中にも天德寺小六の名前がある。(大友史料才二輯)

又文祿三年六月九日の大友吉統(義統)山口塾居中の従士到着状にも天德寺治右衛門の名前が見られる。治右衛門は礼能の三男である(後述)。更に大友義統が山口より水戸へ移転する時の従士到着状(文祿三年)にも天德寺治右衛門小者としての記載がある。

文祿三年九月以来水戸に幽閉されていた義統はそれより六年後の慶長四年十月許されて水戸より江戸に行き、更に大阪に向つたのであるが、義統は水戸出発の前、その年の六月に書状を天德寺統生に与えている。これに関し大友文書録には次の如く

記している。頃間中庵遇_レ赦、出_二配所_一、在_二牛込義宣宅_一、而欲_二上洛_一、先是、姑大式妻少納言、密奏_レ之及_レ干_レ此_◎六月中庵、投_三書于_二天德寺統生、田北鎮辰等_一。

天德寺統正は天德寺治右衛門の事であり、義統の書状は次のものである。(大友史料才二輯)

今度依_二公儀御赦免_一、令_二上洛_一候、此中、折々如_三申候_一、不慮之進退付而、多年牢籠候之処、從_二最前_一以_二無_二之覚悟_一、于_レ今見届之段、感悅無_レ極候、此節、別而辛勞、御心懸之次才、永代、不可有忘候、必々宗嚴身上_□然成立候者、追而、一稜、可_レ賀之候、殊、出京供之儀_□付之間、弥可_レ勛_二馳走_一事肝要候、猶、駿河守・岐部左近入道可_レ申候、恐々謹言、

六月五日

中 庵

天德寺治右衛門尉殿

この書状には「多年牢籠の処最前より無_二之覚悟を以て今に至るまで見届けの段感悦極まりなく候、此の節は別して辛勞お心がけの次才永代忘るあるべからず候」と謝し、更に義統が然るべくなつた上は追つて一稜をとらせその功を賀すつもりである、殊に出京に当つては供の儀を申しつける云々と、義統の上洛の供の事を依頼している。

これにより天德寺と大友氏が、大友盛んなりし頃から翌後除国後、更に水戸に幽閉されていた義統が赦免せられて上洛する時までも主従の關係が続けられ、切つても切れぬ主従の間柄であつた事が明らかであるが、更に進んで慶長五年九月大友義統がひそかに豊後国に歸り、黒田孝高と石垣原に戦い大敗して義統は捕えられ江戸に送られた。この石垣原の戦に、礼能の三男天德寺治右衛門、五男柴田惣次郎、伯父大津留主馬の三人が一所に討死しているのである。

柴田礼能親類書出しには次の如く記している。(大友史料才二輯)

柴田 礼能

俗名柴田久三と申タル由、但久敷義_□シカトハ覚不_レ申候由、礼農ハ某父林九_□祖母聲ニテ御座候、柴田半左衛門_□ニテ御座候、大津留主馬守_□御座候、

嫡子 柴田左馬介

天正十五年薩摩_□父礼能一所ニテ討死、

二番目 富来太郎兵衛室

三男 天徳寺治右衛門

石田治部少輔反逆之時、豊後石垣原ニテ弟惣次郎伯父□□衛□□三人一所ニ討死

四男 柴田半左衛門

寛永十五年戊寅二月□□肥前国有馬一揆也、□□知目城乗之時討□□

五男 柴田惣次郎

石垣原之合戦ニ、兄天徳寺治右衛門・伯父大津留主馬頭一所ニ討死、

六男 石垣九郎

柴田之親子五人討死

父礼能とその嫡子天徳寺久三統勝の二人は臼杵の戦に於て討死し、三男天徳寺治右衛門・五男柴田惣次郎・伯父大津留主馬頭の三人は石垣原の戦に討死し、一族都合五人が大友氏存亡の秋に当つて討死した訳である。

臼杵の戦は既に府内（大分）を島津に占領され最後の拠点とも云うべき臼杵城の戦であり、石垣原の戦は大友再起を計る戦であつたのである。

この事実よりして大友宗麟父子と天徳寺礼能父子が如何なる関係にあつたかが明らかになつて来た訳である。

五、天徳寺に対する考察

天徳寺なる名について天徳の天はキリスト教で言う「天に在します吾等の神よ」の天であり、天徳寺と云うのはキリスト教的意味があると思われる旨を本誌創刊号（昭和二十九年十月）に記しておいた。

昭和三十年六月発行の続大友史料二の一七八頁の註に於て編者田北氏はこれを裏書して「宗麟が天徳寺なる変名を用いし動機は、恐らくはキリスト教的思想に由来せるものなるべく」と記している。

宗麟が洗礼を受けキリシタンとなり、教名フランシスコと云つたのは天正六年であるから、天正十四年大阪の秀吉に援兵を頼みに行つた時は、真しなキリスト信者であつたと考えねばならない。為に変名するに当つても、仏徳寺と仏教思想から来る名前をつけずに、キリスト教的に天徳寺と変名したのではなかつたか。

この天徳寺の姓を許された天徳寺礼能は礼農とも書いたが、この礼能に就き田北氏は大友史料才二輯三〇三の註に次の如く記している。「柴田礼能（又は礼農）の名、恐らくキリシタン宗に関連あるべし、耶蘇会士の日本よりの諸通信文中に、大野郡野津ノ市に基督教会堂を建立したる「レアン」と称する人物は、この柴田礼能の事ならんか」と記し、更に続大友史料二、の一七頁に「礼農は法名に非ずして「レアン」を漢字にてあらわせるものならんか」と記している。

軍功により杏葉（ギヨウウ）の紋を許され、後に天徳寺なる宗麟と同じ姓を許された程の大友の武将が、農に礼す、又は農を礼賛するという意味のとれる名前を、あの封建時代につけるという事は一応肯けない。やはり礼農はキリスト教と関係ある名前と考えるのが至当であろう。或は礼農は田北氏の云う「レアン」を漢字にあらわしたものであろう。

田北氏は現在佐伯にある天徳寺の外に文明十五年（一四八三）創建の緒方郷の天徳寺のある事を挙げて、宗麟以前に天徳寺と云う寺のあつた事を記している。勿論この寺の創建された時は未だキリスト教が日本に入つてこない時であつたから、天徳寺の名もキリスト教に關係のなかつた事は考えられるが、豊後国志にはもう一つ天徳寺なる寺の記載がある。それは豊後国志卷五、海辺郡仙釈の条で、南源禪師の記事の中に「慶長癸卯、予州府主、興三天徳寺請師開法、尋出世妙心（下略）」と記し、同じ条の雲巖禪師の記事の中に「元和辛酉出世妙心、遷革予州天徳寺」と記している。この伊予の天徳寺は創建が慶長八年（一六〇八）であるから或は切支丹に關係があるかも知れない。これは他日の研究に俟つこととしたい。

田北氏は野津ノ市に教会堂を建てたレアンは礼農ではなかつたかと記している。豊後キリシタン年表を見ると、
天正八年大野郡野津市に宣教師の住宅建つ、市内の信者三千五百人。

天正十五年、薩摩軍侵入、野津・臼杵・府内の教会堂を焼く、宣教師一同臼杵丹生島城で籠城、府内城陥つ。

野津市に教会堂を建てたのが果して礼農であるか否かは不明であるが、礼農の名前からして又当時の武将が特に宗麟の家臣には切支丹信者が多かつた事から、礼農は真しな切支丹信者であつたと考えねばならない。

津久見の宗麟の墓に天主堂を建てたヨセフ師が、この宗麟、礼能（礼農）の姓である天徳寺なる名前をこの天主堂につけた事は、むしろ当然と言わねばならないと言つても過言ではあるまい。

六、宗麟の法名に就て

大友宗麟と言へば切支丹を考え、国内の神社仏閣を焼却するの暴挙を敢てし、仏教には全く信仰のない何等関係のない人と考えられるのであるが、宗麟が切支丹となる前には真しな仏教の信者であり、仏僧につき禅示を聞き、出家して自ら宗麟なる法名をつけ、又仏寺を建立し、その仏寺の寺号をとつて自ら瑞峰院と法諡をつけた程の信者であつた。

豊後国志卷の四、大分郡仙釈の条、真叔禅師の記事の中に、

按_レ永安寺記_一、徹岫国師。大友宗麟所_レ尊尚_一、嘗在_レ豊時。宗麟受_レ禅旨_一。後_レ_二_レ_レ瑞峯寺於洛之紫野_一、往焉。又_レ請_レ紫野大徳
恰雲和尚_一。_二_レ_レ寿林寺於臼杵諫訪山_一、居_レ之。薙髮受戒。号_レ休庵宗麟居士_一。後使_レ恰雲和尚栖_レ居紫野瑞峯_一。宗麟、以_レ其
創寺之号_一。自_レ為_レ法諡_二云。

この記事からして宗麟は徹岫国師を尊尚し師が嘗て豊後に居つた時、宗麟は師について禅旨を受け、後に宗麟は師のために京都の紫野の大徳寺に瑞峯寺を建立し、師に住ませ、又紫野の大徳、恰雲和尚に頼んで寿林寺を臼杵の諫訪山に建て、之に居らせ、師について薙髮受戒して休庵宗麟居士と号した。それは永祿五年（一五六三）の事であつた。

その後恰雲和尚は京都に帰り紫野の瑞峯寺に住む事となつた。その様な関係から宗麟はその寺の号をとつて自ら法諡を瑞峯院としたのであつた。

この京都大徳寺瑞峯寺は、上述の如く大友宗麟の寄進建立した寺であるが、天正十六年四月次の義統の寄進状を見れば明らかに宗麟菩提の為と記している。之は宗麟の死した次の年のことである。

当院領之儀、近年、依_レ不慮弓箭_一、相違之儀、不_レ及_レ是非_一候、雖_レ然休庵、為_レ菩提_一候之条、於_レ豊後國中_一、百貫匁之事、
可_レ令_レ寄附_一候、所柄之儀、從_レ国本_一、可_レ申入_一候、聊不_レ可_レ有_レ別儀_一候、可_レ得_レ尊慮_一候、恐惶謹言、

(天正十六年)

卯月廿三日

義統 在判

瑞峯院 衣鉢閣下

又天正十六年七月の次の義統の院領寄進状を見ても瑞峯院と大友氏との関係が判る。

去春在京之刻、任_三御約束之旨、当国之内、興_口寺・迷福寺・延命寺・無量光寺・浮津寺領之事、先以令_三寄進_一候、右之首尾、弥不_レ可_レ有_二相違_一候、為_二御存知_一候、恐惶謹言、
(天正十六年)

七月廿八日

吉統 在判

瑞峯院 衣鉢閣下

七、む す び

一、宗麟の墓は佐伯の天徳寺にある。この寺は昔津久見にあつた天主堂天徳寺を移したものである。

二、天徳寺とは宗麟が大坂城の秀吉に援兵を頼みに行つた時の宗麟の変名である。宗麟はその時従士柴田統勝に天徳寺の姓を許し、その後その父柴田礼能にもその姓を許した。

三、天徳寺礼能は大友の杏葉の紋を許された名拳の武将であつた。

四、天徳寺礼能とその子統勝は臼杵丹生城の戦で戦死した。

五、大友義統が山口に幽閉されていた時、山口から水戸に行く時の従士の名簿の中に天徳寺一族の名があり、義統が許されて上洛する時もその一族の者にお供を頼んだ。

六、石垣原の戦に天徳寺一族の者三人が戦死した。大友と天徳寺一族の者は因縁浅からぬ主従であつた。

七、宗麟はキリスト教的意味で天徳寺と変名したものと考えられ、礼能(礼農)は教名レアンを訳したものと考えられる。

八、ヨセフ氏が津久見の宗麟の墓地に天主堂を建てた時、真しな切支丹信者であつた宗麟、礼能の姓をとつて天徳寺と名づけたものと考えられる。

九、宗麟の法名は宗麟がキリシタン信者となる前、真しな仏教信者であつた時自らつけた法名である。